

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2006 春号

2006年 4月発行 第42号



ご挨拶

新緑の息吹が大地に満ちあふれる季節になりました。日本経済も明るい萌芽が見えてまいりました。司法の世界では、4月1日から公益通報者保護法が、5月1日からは新会社法が施行されます。弊事務所もこれに関する法的サービスに万全の体制を敷いておりますので、お気軽にご相談ください。

三浦章生弁護士が財務省関東財務局証券取引検査官として出向しておりましたが、この度無事2年間の任期を全うし、ゴールドマン・サックス証券会社の社内弁護士として移籍いたしました。今後とも、私どもと同様ご厚誼を賜いますようお願いいたします。

ところで、グローバル化する日本企業において最大のマーズ

トである、アメリカと中国における特許出願の増加と知財紛争・訴訟の増加等に伴い日本企業において如何にその知財戦略を有効に行うか、さらには、その危機管理対策を如何に行うかがビジネス戦略上、極めて重要になってきています。そこで、当事務所は、藤本昇特許事務所並びに知財訴訟分野全米No.1の米国法律事務所Kirkland & Ellis LLPとの合同主催による**知財戦略セミナー**を、下記の要領で開催することとなりました。参加費は無料です。是非ご参加ください。

所長弁護士 中務 嗣治郎

知財戦略セミナー

—— アメリカと中国における知財戦略 日本企業の弱点とその対策 ——

開催日時：4月27日(木) 13:00~17:00 (セミナー)
17:00~18:00 (懇親パーティー)

場 所：ヒルトンホテル大阪 4階 金閣華の間 参加費：無料

お問合せ：弁護士法人中央総合法律事務所 担当：金光(カネミツ)、財部(タカラベ)
TEL：06-6365-8111 FAX：06-6365-8289

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1)「ここが違う! アメリカ特許訴訟概説」 | 弁護士 中務正裕 |
| (2)「アメリカ特許訴訟・日本企業の弱点とは?」 | 弁護士 ウィリアム A. ストレフ
弁護士 ポール R. ステッドマン |
| (3)「外国(アメリカ・中国)特許出願の最大の注意点とその出願戦略」 | 弁理士 小山雄一 |
| (4)「中国における知的財産侵害にどう対処するのか?」 | 弁護士 小林幹雄 |



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1999年4月
最高裁判所司法研修所修了
51期
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務
会社法務、民事法務、
商事法務、家事相続法務法務

新会社法・・・事業承継の場面での活用

弁護士 小林 章博

第1 はじめに

いよいよ平成18年5月1日、新会社法が施行されます。新会社法が施行されると既存の株式会社、有限会社にも適用されることになり少なからず影響を受けることになりますので、その概要について事務所ニュース第41号(2006年1月発行)で「既存の株式会社、有限会社に与える影響について」という形でご紹介させていただきましたが、今回は、事業承継の場面での新会社法の活用法として、相続人に対する売渡請求制度、種類株式の活用の2点についてご紹介させていただきたいと思います。

第2 相続人等に対する売渡請求制度

1 制度の概要

これは、新会社法で新設された制度です。本来、株式は譲渡自由なものですが、日本の多くの株式会社では会社の閉鎖性の維持、すなわち知らない者が株主となるのを避けるという目的を達成するために、定款に株式の譲渡制限(株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。)の定めをおき、取締役会の承認を得ずに新たな者が株主となることを防止する手当てをしています。

しかし、例えば相続のような場合には譲渡制限株式といえども当然に相続人に移転すると解釈されており、株式の譲渡制限の規定だけでは会社の閉鎖性を十分に維持できないのが現状でした。

そこで、新会社法では、一定の期間内に会社が相続人等に対して、「当該株式を売り渡すことを請求することができる」という制度を創設しました。

この制度を利用することにより、相続による株式の分散を防止し円滑な事業承継へ役立てることも可能となります。

2 同制度を利用するために必要な手続

この制度を利用するためには、「定款の定め」が必要(174条1項)。具体的には定款変更手続を行い(株主総会の特別決議が必要となります)、定款に次のような規定を置く必要があります。

そして、実際にある株主に対して相続が発生した場合に、**会社がその相続人に対して売渡請求を行なうのかどうかについては、その都度、株主総会(特別決議)を経て決定する必要があります**(175条1項、309条2項3号)。

会社が、相続人に対して売渡しの請求ができる期間は、その会社が**相続その他の一般承継があったことを知った日から1年と**なります(176条1項)。その期間を経過するともはや売渡しの請求をすることはできません。

会社が、相続人等に対して、売渡しの請求を行なった後、売買価格については、会社と相続人等の間で協議して決定するのが原則ですが、協議がまとまらない場合には、**売渡しの請求の日から20日以内**に裁判所に対して売買価格決定の申立をしなければ、売渡しの請求の効力は失われてしまいます(177条1項、2項、5項)

定款例:

当社は、相続その他一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第3 種類株式の活用

1 概要

現行商法においても数種の株式として、配当を優先するような株式(優先配当株式)や議決権を制限するような株式(議決権制限株式)等の発行が認められていましたが(現行商法222条)、新会社法ではこれら数種の株式について整理、見直しが行なわれました。その結果、今まで以上に自由に種類株式を発行することができるようになり、事業承継の場面での活用も考えられるようになっていきます(以下では、便宜上、事業承継者A、非承継者B、Cが存在するという前提で述べます)。なお、種類株式を発行する場合には、やはり**定款の規定が必要**となります。

2 具体的な活用例

(1) 議決権制限株式

現行商法では議決権制限株式の総数は発行

済株式総数の2分の1を超えることができないとされています(現行商法222条5項)。これに対して、新会社法では公開会社については同様の規制が残されますが、非公開会社(発行するすべての株式の取得について当該株式会社の承認を要する会社。いわゆる譲渡制限会社)については、議決権制限株式の発行限度の規制は撤廃されました(会社法115条)。従って、非承継者B、Cの法定相続分に従えば株式総数の50%を超えますが、これらすべてを議決権制限株式とすることも可能となります。

(2) 拒否権付株式

事業承継者Aが拒否権付種類株式を保有しておくことにより、非承継者B、Cが株主総会において一定の議案を提案し可決したとしても、それを拒否することが可能となります。

(3) 取得条項付株式

非承継者B、Cの株式を取得条項付株式としておくことにより、一定の事由が生じたことを条件として、会社がB、Cの株式を取得することが可能となります。なお、すでに発行済の種類株式について事後的に定款変更をして取得条項をつけることも可能ですが、その場合はその種類株主全員の同意が必要となる等要件が加重されます。

3 その他

以上、事業承継の場面での活用が考えられる種類株式を挙げましたが、これ以外の種類株式も存在しますし、上記を組み合わせた種類株式を発行することも可能です。

なお、種類株式ではありませんが、非公開会社については、定款で定めることにより議決権等について株主ごとに異なる取扱いを定めることもできます(現在でも有限会社ではこのような取扱いが認められていました)。非承継者BやCに相続される株式について、BやCという株主の個性に着目して定款により議決権を制限することも考えられます。

第4 最後に

以上のように、新会社法は事業承継の場面でもいろいろと活用が考えられます。ただ、事業承継という事態が発生してから対応を考えたのでは活用できない制度もあります。あらかじめ各種制度の活用方法を検討し、きたるべき事業承継に備えることが肝要です。なお、事業承継は相続という場面と関連して問題となるケースが多いと考えられますので、当然のことながら相続税等の課税面についても十分に検討したプランを立てることが大切です。





弁護士

鈴木 秋夫
(すずき・あきお)

出身大学
東京大学法学部

経歴
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
(53期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

2002年8月
宅地建物取引主任者登録

2003年1月
行政書士試験合格

2004年5月
管理業務主任者登録

2006年1月
社会保険労務士登録

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、金融法務、
倒産法務、家事相続法務

労働審判制度の創設

弁護士 鈴木 秋夫

1 初めに

- (1) 個別労働関係民事紛争が昨今増加していることに鑑み、これを迅速・公平・適正に解決することを目的として、平成16年5月12日に労働審判法が成立し、平成18年4月1日から施行されます。

すなわち、労働審判法は、個別労働関係民事紛争に関して、裁判所において、裁判官(労働審判官)及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者(労働審判員)で組織する労働審判委員会が、当事者の申立により、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえた事実の真相に即した解決をするために必要な労働審判手続を設けることにより、紛争の真相に即した迅速・適正かつ実効的な解決を図ることを目的としています(法1条)。

- (2) そして、労働審判制度の特色としては、迅速に、専門的に、事案に即した実効的な解決を図ることにあります。

迅速性としては、第1回期日が充実され(規則9条)、主張立証は第2回期日終了までとされ、3回以内の期日で決着することになり(法15条2項)、申立書・答弁書以外は口頭主義が採られ(規則17条1項)、関係者に迅速手続義務が課され(法15条1項)、複雑な事件は審判によらずに終了することになります(法24条)。

専門性としては、労使の労働審判員各1名と労働審判官による労働委員会が審理を行い(法7条)、労働審判員は労働関係に関する専門的な知識経験を有する者の中から任命され(9条2項)、地方裁判所で実施されます(法2条)。

実効性としては、権利関係を踏まえた事実の真相に即した審判を行い(法1条)、紛争解決のために相当と認める事項を定めることができます(法20条2項)。

2 労働審判制度の概要

- (1) 対象事件としては、個別労働関係民事紛争、つまり、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事紛争に限られます(法1条)。

そのため、集団的労使紛争、労働者同士の紛争、労働者と労働組合の紛争、賃上げ等の利益紛争などは対象外とされています。

- (2) 管轄は、地方裁判所が管轄するとされていますが(法2条)、当面は本庁のみで実施して、支部では実施しないことになっています。

- (3) 申立の方式は、一方当事者の申立で開始され(法5条1項)、相手方の同意は不要です。現実的には労働者が申立人になることがほとんどであると思われます。

なお、申立書に貼用する印紙代としては、訴訟の半分となっています。

- (4) 代理人については、原則として弁護士に限定されますが、裁判所は、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは弁護士でない者を代理人として許可することができます(法4条1項)。

- (5) 労働審判委員会については、職業裁判官である労働審判官が指揮するものの、審判は裁判官1名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する審判員2名によって構成される労働審判委員会の過半数の決議によるものとなっており、労使委員が表決権を持たない労働委員会のような参与委員制度とは異なります。

労働審判員には、労使関係の専門的な知識経験が要求されますが、労働関係の実際は、業種や企業規模などによって相当に多様ですので、裁判所が労働審判委員を指名する場合には、審判員の有する知識経験を勘案することが必要となります(法10条2項)。但し、労働審判員は、労働者側または使用者側の利益を代表する者として労働審判手続に關与するのではなく、専門家として、中立かつ公平な立場において、労働審判事件を処理するために

必要な職務を行うことになっていきます(法9条1項)。

- (6) 迅速な審理を行うことが想定されており、特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日において、審理を終結しなければならないとされています(法15条2項)。なお、調停は、期日において随時可能とされています(法1条)。

- (7) 労働審判手続は、非公開を原則としているが、労働審判委員会が相当と認める者の傍聴を許すことができます(法16条)。

- (8) 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行うこととされています(法20条1項)。

- (9) 労働審判に不服のある当事者は、不変期間である2週間以内に異議の申立てができます(法21条1項)。その場合には労働審判は効力を失います(法21条3項)ので、執行力もありません。一方、異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有しますので、執行力が生じます(法21条4項)。

そして、労働審判に対して異議の申立てがあったときは、労働審判手続の申立時に、労働審判がなされた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされます(法22条1項)。また、労働審判委員会は、事案の性質に照らして、労働審判を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認めるときは、労働審判事件を終了させることができます(法24条1項)。その場合にも訴え提起が抑制されます(法24条2項)。

なお、訴え提起が抑制される時の地方裁判所においては、新たに初めから審理を行うことになり、審判記録は引き継がれません。

- (10) 労働審判手続の申立があった事件について訴訟が係属しているときは、受訴裁判所は、労働審判事件が終了するまで訴訟手続を中止することができます(法27条)。つまり、労働審判手続が訴訟に優先されることとなります。

3 使用者側における留意点

- (1) 労働審判手続は、特別の事情がある場合を除き、3回以内の期日において審理を終結しなければならないとされており、また、審判申立日から40日以内の日に第1回期日が指定されるとともに、申立人が第1回期日までに準備するのに必要な期間を置いて答弁書の提出期限が定められます。

そのため、答弁書の準備期間が実質的に見て30日弱しかなく、代理人弁護士へ依頼するまでの期間を考慮すると、準備期間はさらに短くなる可能性があります。

- (2) 第1回期日においては、当事者の陳述を聴いて争点及び証拠の整理をし、第1回期日において行うことが可能な証拠調べを実施することになり、口頭でやりとりがなされます。

そのため、第1回期日までに、証拠調べに対する準備は概ね済ませておく必要があり、労働契約書、就業規則、退職金規程などの基本的な証拠の収集のみならず、陳述書の準備や審尋の準備まで行う必要があります。

- (3) 労働審判委員会は、審理の終結に至るまで労働審判手続の期日において調停を行うことができますので、決済権限のある者の同行や調停案に対して予め具体的に詰めることも必要になります。

- (4) 労働者側にとっては、従来の仮処分命令申立や訴訟提起に加えて、労働審判手続申立という手段を用いることができるようになりましたが、平成18年4月1日の施行日以降には、労働審判手続申立がなされる可能性があり、使用者側にとっては第1回期日までに必要な準備事項が多数存在しています。

そのため、使用者側が労働審判手続申立をされた場合には、できるだけ早期に弁護士事務所に相談に行き、第1回期日までの準備に取り掛かることが必要であると考えられます。



弁護士

藤井 康弘
(ふじい・やすひろ)

出身大学
同志社大学法学部

経歴
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務等

内部統制システムの構築について

弁護士 藤井 康弘

第1 はじめに

最近、情報漏えい、粉飾決算等の企業の不祥事が相次いでおり、企業における内部統制システム・リスク管理体制の構築は重要なものとなっています。

5月1日施行予定の会社法においては、内部統制システムの構築は、取締役会設置会社では取締役会の専決事項とされており(会社法362条4項)、さらに大会社においては、取締役会設置の有無にかかわらず、内部統制システムの整備に関する決定が義務づけられました(同法348条4項、362条5項)。また、大会社でない会社においても、取締役は、善管注意義務の一環として内部統制システムの構築の義務を負っていると解され、事業の規模、性質に応じた適切な内部統制システムの構築は不可欠です。

第2 内部統制システムの内容について

1 内部統制システムの内容としては、会社法及び同施行規則には、法令遵守体制、リスク・情報管理体制、業務の効率化、実効性確保の観点から定めるべき項目が定められています。

2 法令遵守体制の整備

まず、法令遵守体制の整備としては、以下の項目の体制の整備が求められています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(同法348条3項4号、362条4項6号)

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則98条1項4号、100条1項4号)

当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制(同規則98条1項5号、100条1項5号)

以上については、法令遵守に関するマニュアル、企業倫理規範の策定や、当該内容の従業員に対する周知、徹底のための研修の実施等が考えられます。また、法令遵守に関しては、公益通報者保護制度の活用も考えられます。

3 リスク・情報管理体制の整備

次に、リスク・情報管理体制の整備としては、以下の項目の体制の整備が求められています。

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制(同規則98条1項1号、100条1項1号)

損失の危険の管理に関する規程その他の体制(同規則98条1項2号、100条1項2号)

かかる体制の整備については、まず、自社が保管する情報及び保有するリスクの把握が重要となります。そして、把握されたリスク及び情報をもとに、当該情報の重要性及び当該リスクの危険度に応じて、管理責任者、管理部署の設定、さらに、情報管理規程、リスク管理規程の策定等を行うことが考えられます。また、管理体制が十分に機能しているか監査する体制もあわせて整えることが重要です。

4 業務の効率化に関する体制の整備

さらに、業務の効率化に関する体制の整備としては、次の項目の体制の整備が求められています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(同規則98条1項3号、100条1項3号)

法令遵守、リスク・情報管理体制が重要なことは当然であるとしても、これらにより不必要に業務の効率化が阻害される場合には、企業として成り立ちません。

そこで、法令遵守、リスク管理体制と業務の効率化のバランスを図りながら、適切な権限委譲及びその監視を行う体制を整える必要があると思われます。

5 実効性の確保に関する体制の整備

さらに、監査役設置会社においては、以下の項目を定める必要があります。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(同規則98条4項1号、100条3項1号)

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(同規則98条4項2号、100条3項2号)

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(同規則98条4項3号、100条3項3号)

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(同規則98条4項4号、100条3項4号)

以上のとおり、監査役には、内部統制システムにおいて重要な役割が期待されているといえます。

第3 内部統制システムの開示及び監査役(会)による監督

1 内部統制システムの内容については、事業報告の内容とされています(同規則118条2号)。そして、その事業報告は、株主に対して提供されることとなり、株主からも、内部統制システムの内容についてチェックを受けることになります。

2 また、監査役または監査役会から、監査報告において、内部統制システムの内容が相当でないときはその旨及び理由が述べられることになっております(同規則129条5号、130条2項2号)。

第4 最後に

内部統制システムの構築にあたっては、各企業におきまして、現在の自社における情報・書類等の保存・管理方法、リスク管理方法、各部署の連絡体制、監視体制等の把握からはじめて頂きたいと思います。その上で、上記項目をふまえて現在の体制について改善の必要性がないか、また上記項目のうち欠けている項目が自社に必要なか等の検討を行い、内部統制システムが実質的に機能するように各企業に応じた独自の内部統制システムの構築を進めて頂きたいと思います。



弁護士
瀧川 佳昌
(たきがわ・よしまさ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
2003年10月
最高裁判所司法研修所修了
(56期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
(15年10月)

取扱業務
金融機関を中心とする債権
回収(保全・訴訟・執行)、そ
の他業務全般に対する法律
相談。企業の清算手続、消費
者契約、不動産取引等請負
紛争、民事商事法務全般。

動産・債権譲渡特例法

弁護士 瀧川 佳昌

第1 はじめに

さる2005年10月3日、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第148号)以下「特例法」と略称します。)が施行されました。本稿では、改正の概要をご説明いたします。

改正の大きなポイントとしては、動産譲渡にかかる登記制度の創設、債権譲渡登記の対象を債務者不特定の将来債権譲渡についても拡張するというものです。

改正の趣旨は、については動産担保の実効性・安定性を高め、企業の資金調達の円滑化を図る点にあり、については、近時、賃料債権、リース債権及びクレジット債権などにつき、債務者不特定の将来債権を担保目的または流動化・証券化目的で譲渡し、資金調達を行なうという実務界の強い要請を受けてその公示方法を創設しようという点にあります。

以下、若干敷衍してご説明します。

第2 動産譲渡登記

1 登記対象・効力

動産譲渡登記の対象となるのは法人が譲渡人となる動産譲渡であり、個人が譲渡するものは対象となりませんが、集合動産か個別動産かは問いません。また登記の目的についても担保目的に限定されておられません。

この登記がされると、引渡を対抗要件とする民法178条の特例として、登記をもってその権利変動を第三者に対抗することができます。

2 登記の存続期間

登記の存続期間は特別の事由がない限り、10年を超えることは出来ません。特別の事由については、例えば譲渡担保の償還期間が10年を超えている場合等がこれに該当すると思われます。

3 登記の開示対象者

登記事項の概要(概要記録事項証明書ないし登記事項概要証明書による)については何人に対しても開示するものであり、全部については当事者及び動産譲渡の利害関係人、譲渡人の使用人に開示されることになっています。

概要記録事項証明書については、登記原因・日付、動産の特定にかかる事項、存続期間が証明事項として除外されており、登記事項概要証明書(指定法務局のみで交付請求が可能)では動産の特定にかかる事項が証明事項として除外されています。

4 即時取得の可否

なお、従前の即時取得に関する判例法理に照

らせば、動産譲渡登記の経由により(現実の占有を移転しない場合)、民法192条に定める即時取得が成立することはないと解されます。

5 代理人占有の免責

代理人によって占有されている動産については、動産登記上の譲受人が代理人に対し引渡請求を行った場合には、代理人は遅滞なく本人に対して、当該請求に異議がある場合にはこれを述べるべき旨を催告し、その期間内に異議を述べない場合には、動産を引き渡せば仮に譲受人が実体上の無権利者であったとしても免責されるものとなっています。

6 留意点

金融機関が、動産を担保として徴求する場合には、動産譲渡登記の対象となっているかを確認しないと、注意義務違反があると評価される可能性があるため、その点留意が必要です。

第3 債権譲渡にかかる登記の見直し

1 債権総額の記載について

将来債権については見積額と現実に発生する債権額との間に乖離が生じることが通常です。したがって、債務者が特定していない将来債権の譲渡については、譲渡にかかる債権総額を記載することに合理性はなく、かえって混乱を招きかねないため、特例法においては登記事項とはしないものとしています。なお、既発生債権譲渡については、従前通りです。

2 登記の存続期間

登記の存続期間は特別の事由がない限り、10年を超えることは出来ません。特別の事由については、先に述べたとおりです。

3 登記事項証明書の交付請求権者

登記事項証明書の交付請求権者に、譲渡人の使用人も加えられました。使用人が、請求権者とされている趣旨は、使用人は雇用者に対して労働債権を有しているところ、企業が破産した場合、譲渡に係る債権は破産財団を構成せず、使用人の労働債権に対する配当原資が減少することになるため、使用者も債権譲渡に強い関心を有している点に配慮したものです。

4 債権譲渡登記事項概要ファイルの創設

従前は、債権譲渡登記がされると、法人登記簿にその概要が記録されることになっていましたが、法人の無用な信用不安を招くことになることや債権譲渡の登記申請中は他の登記申請が受けつけられない状態になる等の弊害が指摘されていたため、従前の取扱いは廃止し、別途債権譲渡登記事項概要ファイルを設けることになりました。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部

経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

現在
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 17

人が育つ

ワインの好きな著名な学者K博士とワイン博士ともいべきH会長と一緒にフランス料理を食べていましたら、当然のこととしてワイン談義になりました。何年のワインが良いなどという話題が出た流れの中で、K博士が「ワインにも出来不出来の年があるようだが、どうも人間にもあるようだ。湯川さんと朝永さんは旧制高校、大学を通じて一緒だった。私の経験でもある年の学生はよく出来るが、ある年の学生はそうでもないということがあった。どうしてそうなのか。何かあるのだらう」と話されました。湯川さんと朝永さんは、卒業後もお互いを意識するよきライバルであったようです。

木でも、メタセコイヤなどは何本かが群れていないと育たないと聞きますし、松などは一本だけでも育ちますが、集団でいる松は、一本だけである松とは違った伸び方をするように思います。集団でいる松は、お互いに助け合うという利点を生かしながら、他方では早く成長しないと日陰の木になってしまうから他の木に負けまいと背伸びをし、根も張らなければならず、結果として太く大きく育つことになるのでしょうか。

同じ木でも、土地によって成長の度合いが随分違うように思います。関東の木は成長がとくに良いようで、これは同じ頃に出来た関東と関西のゴルフ場に新たに植えられた松を比べれば歴然としています。関東の方が1.5倍位成長が早いように思います。街路樹でも、東京と大阪には大きさに違いがあり、プラタナスを例にとっても明らかに東京の方が大きく大きいのです。関東ローム層が関係しているようです。つまり地盤の違いからくる成長の差です。井伏鱒二も随筆「荻窪風土記」に「ケヤキの木やムクの木など、こんなに早く茂る土地は関東以外ではどこにあるか」と書いています。日比谷公園の巨木群や千鳥ヶ淵等の桜にもその例を見ることができます。

昔の受験制度では、東大や京大等の旧帝大系を中心とする一期校とその外の二期校に分かれていましたが、何年か前に、たしか受験生に機会を与えるためということで、東大を始めとするグループと京大を始めとするグループに分けるといふ案が出てきたことがあります。大方の大学が受け入れそうになりましたが、京大法学部が独自に入学試験をするという構想まで出して断固反対を申立てたので、当初の案が、各校とも前期と後期に試験をするということに落ち着き、現在に至ったという経緯があります。

京大法学部がその時大勢や世論に強硬に反対した理由は、関係者から聞いたところではこういうことであったようです。

新幹線で東京と関西が近くなっている現在、当初の案だと最優秀者は自然東大に行ってしまう、京大には2番手がくることになるだろう、それはいけない。何故か。京大法学部の存在理由は、最優秀の学者を擁することにあり、そうして東の学者と並び立ち、東西で切磋琢磨することで、日本の学問水準が保てるのであり、そうしてこそ学問の

深化発展、そして日本の発展がある。また最優秀の学者を擁してこそ、真に優秀な学生を誘引し、かつこれを育てることができるのだ。そして最優秀の学者を育てるには、最優秀の学生がある程度の量いないといけない。たとえ最優秀の資質を持つ人がいても少数では、最優秀にはなれない。大勢いる最優秀グループの中においておいてこそ、真の最優秀になりうるのである、と。

最優秀者でも一人だけでは真の最優秀者にはなれない、というのは長年の経験からくる知恵と言ってよいでしょう。それは、最優秀者同士が競い合うということもあるでしょうが、より重要なのは、法学は高度の常識を求めものなので、競い合いや親睦の中でバランス感覚を磨き、常識を涵養するところにあるのだと私は考えます。

裁判所は全国津々浦々にあります。そしてそれぞれの裁判所は中央の出先機関ではなく、独立して裁判をしています。そして裁判では、国民は自分の事件を担当する裁判官を選ばせんと、裁判官は担当した事件をその終わりまで担当することになっています。隣にいる裁判官が優秀だから、或いはその問題を得意とするからそちらに移すといったことは許されません。裁判の公平を確保するためです。また優秀な裁判官がどこか大都会にいて全部を指揮すればよいということもできません。これは裁判独立の原則に反します。医者場合は優秀な医者を患者が選べばよいのだし、医者同士で患者を転医することもできます。いやむしろ医者の方で積極的により適切な医療機関に患者を転医する義務がある場合があるとまで言われています。

ですから裁判所では全国津々浦々に優秀な裁判官を配置しておかなければならないのです。ここで優秀な裁判官というのは、学力優秀に特化するのではなく、裁判官として優秀、つまり事件のことがよく分かり、当事者の痛みに共感でき、全体としてバランスのよい判断が素早くできるというイメージです。

おのずから大勢の優秀裁判官が必要になれますから、その母体がなければなりません。そのためにはより大勢の良好集団と人が育つ環境が必要です。特に自然なバランス感覚に富む裁判官が大切ですが、バランス感覚は、よいバランス感覚をもつ多くの人の交わりの中でこそ育まれるものなのです。

全国津々浦々の裁判所をいつも最高の人的資源で維持することは困難なことでしょうが、それだけに組織側と裁判官側の絶えざる努力が不可欠です。と同時に私たちが国民側も、裁判所のこうした構造からくる困難性を理解した上で、「裁判を受ける権利」を実効あらしめるために、良い裁判官を全国に配置すること、それを可能にするための制度や施策を国と裁判所に求めていかなければなりません。

よい司法制度も持つことは、その国の文化のバロメーターでもあるのです。



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県四万十市

主な経歴
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

会社法と税法の乖離（役員賞与の取扱い）

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

会社法が、平成17年6月に成立し、それに伴って商法の会社編が削除されました。税法の所得計算は、商法を前提として構成されていきましたので、今後は会社法に準拠して所得の計算をすることになります。ところが会社法と税法との所得の計算において、取扱いに乖離している項目があります。勿論、会社法は主として株主に対する配当可能利益を算定するものであるのに対し、税法は課税負担の能力を測定するもので、それぞれ目的が異なりますので、すべての項目が一致することはありません。その中で注目されるのは、役員賞与の取扱いです。

会社法における役員賞与

会社法において役員賞与の取扱いが改正されました。この改正は会社法においてではなく、平成14年の商法改正によるものです。従来、役員賞与は利益処分として取り扱うべきものとし、慣習上も利益処分とされていたものを、役員報酬と同様に、労務の対価として費用処理すべきものとされたのです（商法269条）。このことは利益処分とされていた役員賞与を、企業の費用として取り扱うという意味において、商法の基本的な考え方を転換したものといえます。この考え方は、そのまま会社法に採り入れられ、役員報酬と役員賞与の支給方法を同一の条文で規定しています（会社法361条）。

企業会計では、会社の利益は職務執行の成果であり、この功労に報いるために支給される役員賞与は職務執行の対価と考えています。会社法施行後は、役員賞与を企業から受ける財産上の利益として整理し、支給手続は役員報酬と同じ条文で示されていることから、役員賞与は費用として処理することが適当であるとします（会計基準）。

税法における役員賞与

法人税法では、「内国法人がその役員に対して支給した賞与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」（法人税法35条）と規定されていました。法人税法は、法人が役員賞与を商法の規定に基づいて、利益が確定した後に利益処分として支給した以上、それは利益の分配であり、法人の損金とはなり得ないと考えていました。このように税法は、商法を根拠として、役員賞与は利益の処分であるとしてきましたが、会社法が役員賞与を利益処分ではなく費用であるとする方向転換を行ったことによって、法人税法の取扱いの根拠が薄らいできました。

本年の税制改正では、法人の支給する役員賞与について見直しが行われ、平成18年4月以後に開始する事業年度から、非同族法人が、その業務を執行する役員に対して、利益を基盤として支給した賞与のうち、法人が費用として損金経理をしていること、その算定方法が適正な手続きによっていること、その内容が報告書で開示されていることなど、一定の要件を満たしている場合には損金の額に算入できることになりました（法人税法34条）。

税制改正の背景

アメリカの税法では、役員賞与の損金算入を上場企業に限定し、二人以上の社外関係者が参加して計算した算定方式で決定するとともに、有価証券報告書において公開開示することなどを条件として損金算入を認めています。我が国でも、会社法が役員賞与と役員報酬の区分を事実上なくしたことを契機として、税法においても役員賞与の損金算入を認めたものです。しかし役員賞与の損金算入をすべて認めると、企業が意図的に賞与を膨らませて課税所得を圧縮する事例が多発し、法人税の納税額が極端に減少する可能性があるため、今回の税制改正では適用条件を厳しくして一部損金算入を認めたものです。

大阪事務所



弁護士法人
中央綜合法律事務所

<http://www.clo.jp>

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦
弁護士 中光 弘	弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹	弁護士 金澤 浩志
弁護士 中野 清登	弁護士 福栄 泰三	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛	